

令和 6 年度定期監査（後期） 結果報告書

令和 6 年 1 2 月

港区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した令和6年度定期監査（後期）の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

令和6年12月26日

港区監査委員

徳重寛之

同

有賀謙二

同

二島豊司

同

砂川佳子

《目 次》

第 1	監査の概要	1
1	監査対象部局及び実施期間	1
2	監査対象施設	1
3	監査の主な観点	1
第 2	監査の結果	2
1	指摘事項	2
2	意見事項	6

第1 監査の概要

1 監査対象部局及び実施期間

対象	期間
芝地区総合支所	令和6年8月29日から10月9日まで
麻布地区総合支所	
赤坂地区総合支所	
高輪地区総合支所	
芝浦港南地区総合支所	
みなと保健所	

2 監査対象施設

所管	名称
芝地区総合支所	保育園（芝、芝公園）
麻布地区総合支所	保育園（本村、南麻布）
芝浦港南地区総合支所	台場分室 保育園（こうなん）

3 監査の主な観点

（1）現金・金券等管理事務

現金収納・支払事務、現金管理、金券等管理は適正に行われているか。

（2）歳入事務

調定事務・債権管理・国庫補助等の歳入事務は適正に行われているか。

（3）契約事務

履行の完了及びその確認は適正に行われているか。

（4）補助金

補助金の申請、審査、確定、清算は要綱等に基づき、実績報告を含め、適切な時期に適正に行われているか。

（5）施設の安全管理

エレベーターや消防用設備等の機械設備は適正に管理されているか。

第2 監査の結果

現金・金券等管理、歳入、契約事務、補助金及び施設の安全管理に関する事務は、おおむね適正に行われていたと認められる。

しかしながら、一部に次の事項が見受けられたので、今後の事務処理及び事業執行に当たっては、是正されることを望むものである。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度、是正や改善を行うよう口頭で指導した。

1 指摘事項

(1) 適正な契約事務について 【芝地区総合支所管理課】

組立式プールの組立・解体について、契約締結日は令和5年6月16日であるが、報告書類を確認したところ、契約締結日より前の令和5年6月15日に業務が履行されていた。

委託した業務は、契約に基づき実施されるものであり、契約の締結前に業務が履行されることはあるはずはない。

業務を委託しようとする際は、スケジュール等を考慮し、適正な時期に契約すべきである。

(2) 適正な契約事務について 【芝浦港南地区総合支所区民課】

令和5年度第24回港区長杯争奪高齢者いきいき麻雀大会表彰楯の購入について、契約締結日は令和5年10月31日であるが、納品書を確認したところ、契約締結日より前の令和5年10月27日に納品されていた。

購入物品は、契約に基づき納品されるものであり、契約の締結前に納品されることはあるはずはない。

物品を購入しようとする際は、スケジュール等を考慮し、適正な時期に契約すべきである。

(3) 適正な再委託協議について 【芝地区総合支所管理課】

きらきらプラザ新橋建物管理業務委託のうち、水質検査及び電器給湯機保守点検について、再委託に係る協議はされていなかったが、受注者とは別の事業者から作業報告書類が提出されており、再委託が行われている状況であった。

受注者と締結した契約書の契約条項第3条により、再委託は協議の上、区の承諾を得たときに限り可能である。

業務を再委託する場合は、事前に区に協議し、承諾を得る必要があることを受注者に対して指導すべきである。

(4) 契約内容の遵守について 【芝地区総合支所まちづくり課】

芝五丁目児童遊園測量委託及び設計委託について、履行期限（令和6年3月15日）より後の令和6年3月23日に成果物が納品されていた。

契約は当事者間で合意した内容であり、履行期限は受注者に遵守させなければならない。

業務を委託した際は、期限内に業務が履行されるよう、受注者に対して指導す

べきである。

(5) 契約内容の遵守について 【赤坂地区総合支所区民課】

よちよち子育て交流会運営業務委託について、委託の仕様書では、受注者が交流会の実施案を作成することとしていたが、作成していなかった。

契約は当事者間で合意した内容であり、仕様書で定めた内容は受注者に遵守させなければならない。

業務を委託した際は、仕様書どおりに業務が履行されるよう、受注者に対して指導すべきである。

(6) 契約内容の遵守について 【みなと保健所健康推進課】

特定健診システム端末移設に伴うフレッツ光回線及びファイアウォール等設置場所変更作業等委託について、委託の仕様書では、完了報告書の提出を求めていたが、提出されていなかった。

契約は当事者間で合意した内容であり、仕様書で定めた内容は受注者に遵守させなければならない。

業務を委託した際は、仕様書どおりに業務が履行されるよう、受注者に対して指導すべきである。

(7) 契約内容の遵守及び適正な検査事務について 【芝浦港南地区総合支所協働推進課】

区設掲示板管理業務委託について、委託の仕様書では、各月の掲出したポスターの枚数及びメンテナンスを実施した掲示板の数を翌月10日までに発注者に報告することとしていたが、6月分、11月分から2月分は期限内に報告されていなかった。また、3月分については、年度を越えた令和6年4月以降に報告書類が供覧されていた。

契約は当事者間で合意した内容であり、仕様書で定めた内容は受注者に遵守させなければならない。また、地方自治法第208条第1項では、地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、委託に係る報告書類の確認は、年度内に行う必要がある。

業務を委託した際は、仕様書どおりに業務が履行されるよう、受注者に対して指導すべきである。また、支出の根拠となる検査については、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(8) 適正な検査事務について 【芝地区総合支所協働推進課】

港区青色防犯パトロール業務委託の3月分について、検査（履行確認）後かつ年度を越えた令和6年4月以降に報告書類が供覧されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書類が供覧されるべきではない。また、地方自治法第208条第1項では、地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、委託に係る報告書類の確認は、年度内に行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべき

である。

(9) 適正な検査事務について 【高輪地区総合支所管理課】

港区桂坂学童クラブ等運営業務委託の3月分ほか2件について、検査（履行確認）後かつ年度を越えた令和6年4月以降に報告書類が供覧されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書類が供覧されるべきではない。また、地方自治法第208条第1項では、地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、委託に係る報告書類の確認は、年度内に行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(10) 適正な検査事務について 【高輪地区総合支所まちづくり課】

プレーパーク事業人材育成支援業務委託の3月分について、検査（履行確認）後かつ年度を越えた令和6年4月以降に報告書類が供覧されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書類が供覧されるべきではない。また、地方自治法第208条第1項では、地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、委託に係る報告書類の確認は、年度内に行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(11) 適正な検査事務について 【赤坂地区総合支所管理課】

赤坂地区保育園計量器定期検査業務委託ほか4件について、検査（履行確認）後に報告書類が供覧されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書類が供覧されるべきではない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(12) 適正な検査事務について 【赤坂地区総合支所協働推進課】

赤坂親善大使活動支援業務委託の11月分について、検査（履行確認）後に報告書類が供覧されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書類が供覧されるべきではない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(13) 適正な検査事務について 【芝浦港南地区総合支所管理課】

港区五色橋保育室等設備管理及び定期清掃等業務委託ほか1件について、検査（履行確認）後に報告書類が供覧されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うも

のとされており、検査後に報告書類が供覧されるべきではない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(14) 適正な検査事務について 【高輪地区総合支所まちづくり課】

自転車駐車場券売機の機器設置・調整について、受注者から提出されていた報告書類に履行の確認を明らかにするための課長の確認印がなかった。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、課長は報告書類の確認をもって、委託の検査を行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(15) 適正な検査事務について 【芝浦港南地区総合支所まちづくり課】

動物死体処理委託について、受注者から提出されていた報告書類に履行の確認を明らかにするための課長の確認印がなかった。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、課長は報告書類の確認をもって、委託の検査を行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(16) 適正な検査事務について 【みなと保健所生活衛生課】

みなと保健所保守管理室制御盤保守委託のうち制御動作点検（第1四半期分、第3四半期分、第4四半期分）について、受注者から提出されていた報告書類に履行の確認を明らかにするための課長の確認印がなかった。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、課長は報告書類の確認をもって、委託の検査を行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(17) 適正な検査事務について 【みなと保健所健康推進課】

産後母子ケアに関する業務委託ほか3件について、受注者から提出されていた報告書類に履行の確認を明らかにするための課長の確認印がなかった。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、課長は報告書類の確認をもって、委託の検査を行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(18) 適正な検査事務について 【赤坂地区総合支所管理課】

備品（赤坂地区いきいきプラザ（青山・青南）のマッサージチェア）の購入に係る検査において、立会い及び受領を物品出納員でない者が行っていた。

港区契約事務規則第61条及び平成30年4月1日付「検査事務手続の一部改正について（通知）」では、備品の購入に係る検査における立会い及び受領は物品出納員が行うこととされている。

支出の根拠となる検査について、規則等に基づき、適正な事務処理を徹底すべ

きである。

(19) 適正な検査事務について 【高輪地区総合支所管理課】

高輪保育園園庭日除け取付工事について、検査年月日が令和5年6月12日であるが、報告書類を確認したところ、検査後の令和5年6月17日に工事を実施していた。

検査は、地方自治法第234条の2に基づき、契約の適正な履行を確保するため実施するものであり、検査後に工事が実施されることはあってはならない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(20) 適正な旅費の支出について 【高輪地区総合支所区民課】

令和5年10月26日に群馬県みどり市へ旅行した旅費について、タクシーの領収書を出張報告書に添付していなかった。

近接地外旅費支出手引では、タクシーを使用した場合は出張報告書に領収書を添付し、所属長が確認することとされている。

地外旅費の支出に当たっては、近接地外旅費支出手引に基づき、適正に処理すべきである。

(21) 適正な清算処理について 【芝浦港南地区総合支所まちづくり課】

令和5年5月9日に愛知県名古屋市へ旅行した旅費の前渡金について、令和5年5月19日に清算していた。

港区会計事務規則第86条第1項第1号では、随時の前渡金は用件終了後5日以内に清算しなければならないとされている。

資金前渡を受けた場合は、規則に基づき、適正に清算するよう徹底すべきである。

2 意見事項

(1) 適正な収納金の払込みについて 【芝地区総合支所協働推進課】

「しばみつ」の売上に係る収納金について、金銭出納員が翌日までに指定金融機関に払い込んでいなかったものが令和6年2月8日分ほか1件あった。

港区会計事務規則第33条第1項では、金銭出納員は取り扱った収納金を翌日までに指定金融機関に払い込まなければならないとされている。

収納金を取り扱った際は、規則に基づき、翌日までに処理されたい。

(2) 適正な収納金の払込みについて 【麻布地区総合支所管理課（南麻布保育園）】

一時保育料の収納金について、金銭出納員が翌日までに指定金融機関に払い込んでいなかったものが令和5年6月23日分ほか3件あった。

港区会計事務規則第33条第1項では、金銭出納員は取り扱った収納金を翌日までに指定金融機関に払い込まなければならないとされている。

収納金を取り扱った際は、規則に基づき、翌日までに処理されたい。

(3) 適正な収納金の払込みについて 【高輪地区総合支所管理課】

刊行物売扱又は自己情報開示手数料の収納金について、金銭出納員が翌日まで

に指定金融機関に払い込んでいなかったものが令和5年6月2日分ほか3件あつた。

港区会計事務規則第33条第1項では、金銭出納員は取り扱った収納金を翌日までに指定金融機関に払い込まなければならないとされている。

収納金を取り扱ったときは、規則に基づき、翌日までに処理されたい。

(4) 適正な契約事務について 【赤坂地区総合支所管理課】

赤坂地区保育園給食設備及びガス器具保守点検委託（契約金額313,500円）、赤坂地区保育室給食設備及びガス器具保守点検委託（契約金額189,200円）の2件について、委託実施の意思決定日、契約締結請求日、見積を徴した業者、契約締結日、履行期限が全て同じであるにもかかわらず、分割して契約していた。

2件は一括契約すべきであり、その場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び港区契約事務規則第39条第1号で定める随意契約の範囲（予定価格50万円）を超えることになるため、競争入札に付されることとなる。

毎年実施する業務についても、前例踏襲で漫然と処理するのではなく、計画的かつ適正な契約事務に努められたい。

(5) 公文書の紛失について 【高輪地区総合支所管理課】

情報公開手数料（令和5年5月24日分ほか1件）、自己情報開示手数料（令和5年9月26日分）の納付書兼領収証書及び収入済通知書を紛失していた。

港区文書管理規程第33条第2項では、文書の保管及び保存に当たっては、常に紛失等の予防の措置をとらなければならないとされている。

公文書は、規程に基づき、紛失することの無いよう適切に措置されたい。